

必ずお読みください！

注 意 書

令和7年4月1日から、沖縄支部、名護支部、平良支部及び石垣支部の不動産等競売事件は那覇地方裁判所本庁で取り扱うことになりました。

これに伴い、本件は支部から那覇地方裁判所本庁に回付され、那覇地方裁判所本庁において売却を実施しております。

入札にあたっては、公告書に表示された事件番号（番号が5桁のもの）を記載した入札書を那覇地方裁判所本庁の執行官室に提出してください。また、入札保証金は那覇地方裁判所本庁あての振込依頼書（振込先が「ナハチサイ」となっているもの）を利用し、那覇地方裁判所本庁あてに振り込んでください。

なお、誤って入札保証金を支部に振り込んだ場合は無効となり、那覇地方裁判所本庁に対して入札終了日までに別途振り込む必要がありますので、ご注意ください。

※誤って振り込まれた入札保証金の還付には数週間を要する場合があります。

【入札に関する問い合わせ】 那覇地方裁判所本庁 執行官室

電話番号 098-833-1422（直通）

【上記以外の問い合わせ】 那覇地方裁判所本庁 不動産執行係

電話番号 098-918-3328（直通）

不動産競売事件の入札のルールが変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供等を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に入札書ごとに下記の各書面を提出する必要があります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札が無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票 (個人の場合)

資格証明書 (法人の場合)

※入札時に提出がないと入札が無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

※ (入札方法に関する問合せ先)

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 7月 8日

那覇地方裁判所

裁判所書記官 横 山 直 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 7月30日 午前 9時00分から 令和 7年 8月 6日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 8月13日 午前 9時30分 場 所 那覇地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 9月 3日 午前 9時45分 場 所 那覇地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 7月 8日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～11	198,690,000 158,952,000	一括	39,738,000	1,181,037	0
1	6,570,000				
2	38,650,000				
3	5,900,000				
4	2,210,000				
5	380,000				
6	5,980,000				
7	450,000				
8	32,240,000				
9	36,060,000				
10	34,100,000				
11	36,150,000				
備考					



物 件 目 録

1 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苺原

地 番 102番

地 目 宅地

地 積 165.00平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部原野

所有者 A

2 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苺原

地 番 104番2

地 目 宅地

地 積 1028.23平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部原野

所有者 A

3 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苺原

地 番 107番3

地 目 宅地

地 積 158.01平方メートル

所有者 A

4 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苺原



物 件 目 録

地 番 107番4
地 目 宅地
地 積 54.31平方メートル
(現況)

地 目 原野

所有者 A

5 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苺原

地 番 104番7
地 目 公衆用道路
地 積 9.44平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 A

6 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苺原

地 番 107番12
地 目 公衆用道路
地 積 147平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 A



物 件 目 録

7 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苅原

地 番 107番13

地 目 公衆用道路

地 積 11平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 A

8 所 在 中頭郡北谷町字吉原104番地2、102番地 就労
施設

家屋 番号 104番2の1

種 類 作業所

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床 面 積 210.40平方メートル

所有者 一般社団法人よつ葉

9 所 在 中頭郡北谷町字吉原104番地2、107番地3 A
棟

家屋 番号 104番2の2

種 類 寄宿舍

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

床 面 積 1階 118.72平方メートル
2階 120.88平方メートル



物 件 目 録

所有者 一般社団法人よつ葉

10 所 在 中頭郡北谷町字吉原104番地2 B棟

家屋 番号 104番2の3

種 類 寄宿舍

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

床 面 積 1階 118.72平方メートル
2階 120.88平方メートル

所有者 一般社団法人よつ葉

11 所 在 中頭郡北谷町字吉原104番地2、107番地3 C棟

家屋 番号 104番2の4

種 類 寄宿舍

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

床 面 積 1階 118.72平方メートル
2階 120.88平方メートル

所有者 一般社団法人よつ葉



物件明細書

令和 7年 6月16日

那霸地方裁判所

裁判所書記官 横山直子

1 不動産の表示

【物件番号1～11】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ~ 1 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～7】

物件 1、2 の一部（原野部分）及び 4 を土地所有者 A が占有している。その余を建物所有者一般社団法人よつ葉が占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。

【物件番号8～11】

建物所有者一般社団法人よつ葉が占有している。

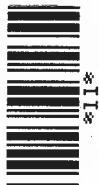
5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。



- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)



11

物 件 目 録

1 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苅原

地 番 102番

地 目 宅地

地 積 165.00平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部原野

所有者 A

2 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苅原

地 番 104番2

地 目 宅地

地 積 1028.23平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部原野

所有者 A

3 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苅原

地 番 107番3

地 目 宅地

地 積 158.01平方メートル

所有者 A

4 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苅原



物 件 目 録

地 番 107番4

地 目 宅地

地 積 54.31平方メートル

(現況)

地 目 原野

所有者 A

5 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苅原

地 番 104番7

地 目 公衆用道路

地 積 9.44平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 A

6 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苅原

地 番 107番12

地 目 公衆用道路

地 積 147平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 A



物 件 目 録

7 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苺原

地 番 107番13

地 目 公衆用道路

地 積 11平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 A

8 所 在 中頭郡北谷町字吉原104番地2、102番地 就労
施設

家屋 番号 104番2の1

種 類 作業所

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床 面 積 210.40平方メートル

所有者 一般社団法人よつ葉

9 所 在 中頭郡北谷町字吉原104番地2、107番地3 A
棟

家屋 番号 104番2の2

種 類 寄宿舍

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

床 面 積 1階 118.72平方メートル
2階 120.88平方メートル



物 件 目 録

所有者 一般社団法人よつ葉

10 所 在 中頭郡北谷町字吉原104番地2 B棟

家屋 番号 104番2の3

種 類 寄宿舍

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

床 面 積 1階 118.72平方メートル
2階 120.88平方メートル

所有者 一般社団法人よつ葉

11 所 在 中頭郡北谷町字吉原104番地2、107番地3 C棟

家屋 番号 104番2の4

種 類 寄宿舍

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

床 面 積 1階 118.72平方メートル
2階 120.88平方メートル

所有者 一般社団法人よつ葉



令和 6年(ケ)第 34 号
令和 6年11月 8日受理
令和 7年 1月 29日提出

現況調査報告書

那覇地方裁判所沖縄支部
執行官 新田 浩史

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苺原
地 番 102番
地 目 宅地
地 積 165.00平方メートル

所有者 A

2 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苺原
地 番 104番2
地 目 宅地
地 積 1028.23平方メートル

所有者 A

3 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苺原
地 番 107番3
地 目 宅地
地 積 158.01平方メートル

所有者 A

4 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苺原
地 番 107番4
地 目 宅地
地 積 54.31平方メートル

所有者 A



物 件 目 録

5 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苅原
地 番 104 番 7
地 目 公衆用道路
地 積 9.44 平方メートル

所有者 A

6 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苅原
地 番 107 番 12
地 目 公衆用道路
地 積 147 平方メートル

所有者 A

7 所 在 中頭郡北谷町字吉原謝苅原
地 番 107 番 13
地 目 公衆用道路
地 積 11 平方メートル

所有者 A

8 所 在 中頭郡北谷町字吉原 104 番地 2、102 番地 就労
施設

家屋 番号 104 番 2 の 1

種 類 作業所

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建



物 件 目 録

床 面 積 210.40平方メートル

所有者 一般社団法人よつ葉

9 所 在 中頭郡北谷町字吉原104番地2、107番地3 A棟

家屋 番号 104番2の2

種 類 寄宿舍

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

床 面 積 1階 118.72平方メートル
2階 120.88平方メートル

所有者 一般社団法人よつ葉

10 所 在 中頭郡北谷町字吉原104番地2 B棟

家屋 番号 104番2の3

種 類 寄宿舍

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

床 面 積 1階 118.72平方メートル
2階 120.88平方メートル

所有者 一般社団法人よつ葉

11 所 在 中頭郡北谷町字吉原104番地2、107番地3 C棟

家屋 番号 104番2の4

種 類 寄宿舍



物 件 目 録

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

床 面 積 1階 118.72平方メートル
2階 120.88平方メートル

所有者 一般社団法人よつ葉



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件 1～7			
現況地目	☒ 宅地(物件1～3(右記を除く), 5～7) ☒ 原野(物件1, 2の一部・物件4)			
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☒ その他の者 上記その他の者が本土地上に下記建物を所有し, 占有している。 物件1, 同2の一部及び同4は原野の状態で, 所有者が占有している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	接面道路: 道路と接面する。			
建物	物件 8～11			
種類, 構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積: }			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 介護施設(空施設) として占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日 } ☐ ある			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1～3, 5～7関係)			
占有範囲		■全部 (物件1, 2の原野部分を除く)	
占有者		□債務者 ■本件建物所有者	
占有状況		□敷地 □駐車場 □ □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 ■介護施設 (空施設)	
■関係人(■A (占有会社代表者兼所有者))の陳述/□提示文書()の要旨			
占有権原		■賃借権 □使用借権 □	
占有開始時期		令和 2年10月23日	
最初の	契約日	令和 2年 1月 1日	
契約等	期間	令和 2年 1月 1日から ■令和32年12月31日まで 年間 □期間の定めなし	
更新の種別		□合意更新 □自動更新 □法定更新	
現在の	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
契約等	貸主	■所有者 □その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 □その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎月 金50,000円 (毎月10日限り当月分支払) □前払 (分 円) □相殺 (分 円)	
敷金・保証金		□ない □ある (□敷金 円 □保証金 円)	
特約等		□譲渡・転貸を認める □	
その他		契約上物件1は賃借の対象となっていない。	
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

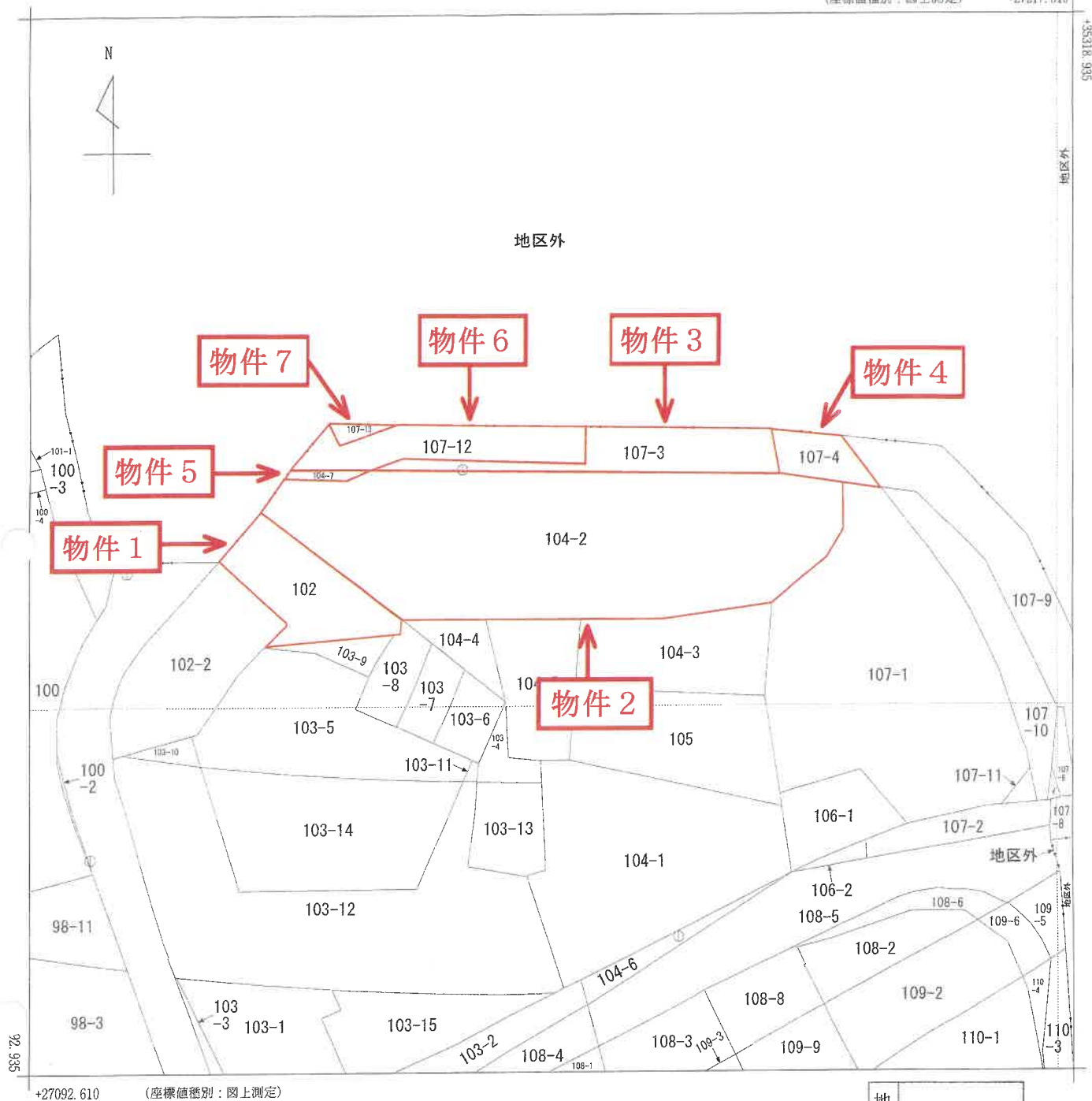
調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6 年 1 1 月 1 3 日 14 : 40 - 15 : 00	物件所在地	物件確認(土地・建物位置関係等外観調査), 写真撮影 管理会社社員と面談
6 年 1 1 月 2 6 日 9 : 00 - 9 : 10	那覇地方法務局	謄本等入手
6 年 1 2 月 1 3 日 9 : 30 - 11 : 30	物件所在地	物件特定, 写真撮影, 立入調査, 管理会社社員と面談
6 年 1 2 月 2 0 日 12 : 35 - 12 : 45	執行官室	A から電話で聴取 (資料送付依頼)

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



請求部	所在	中頭郡北谷町字吉原謝莉原				地番	104番2			
出力縮	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X V	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	その他	
作成年月日					備付年月日(原図)	平成3年3月13日			補記事項	

A 3 を A 4 に縮小

公図(写)

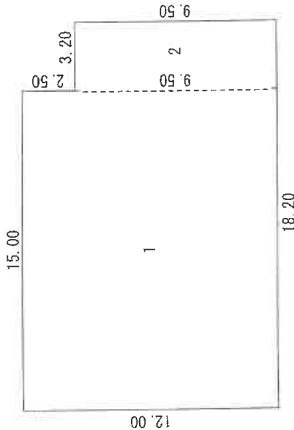
(5枚目)

各階平面図

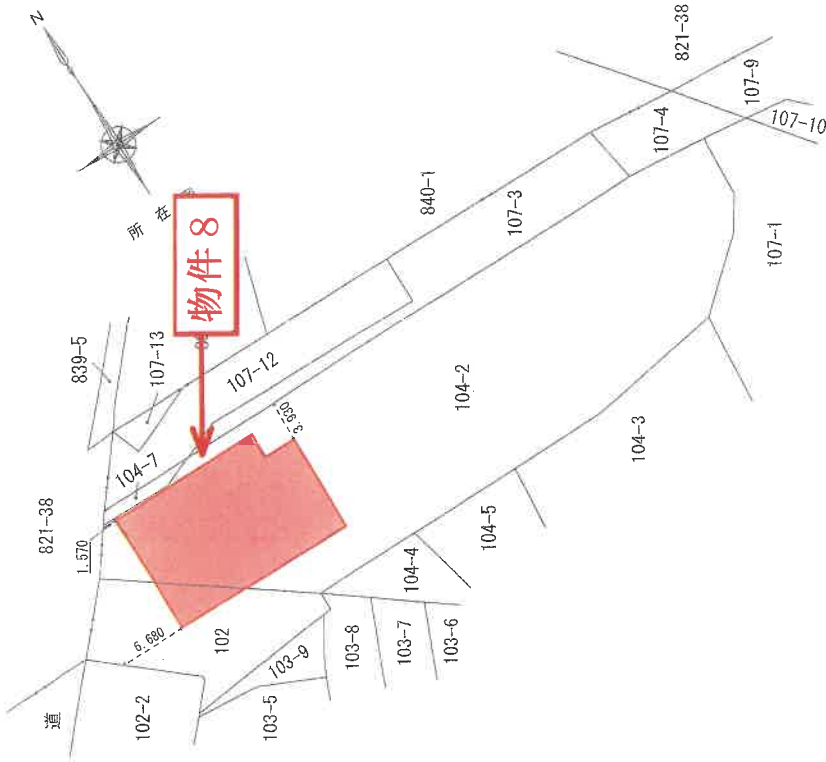
家屋番号 104番2の1

建物図面
各階平面図

建物の所在 中頭郡北谷町字吉原104番地2、102番地



求積表			
1	15.00 × 12.00	=	180.0000
2	3.20 × 9.50	=	30.4000
合 計			210.4000
床面積			210.40 m ²



作成者

縮尺 1 / 250

申請人

縮尺 1 / 500

A3をA4に縮小

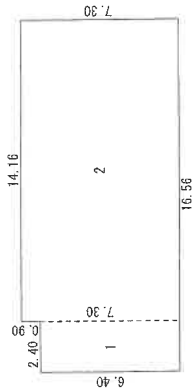
各階平面図

家屋番号 104番2の2

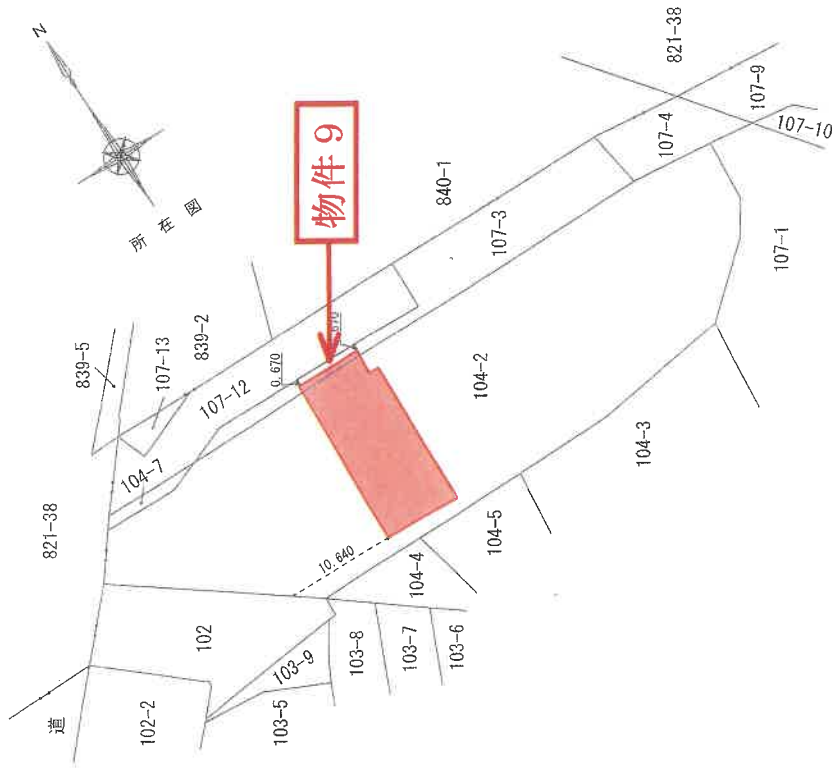
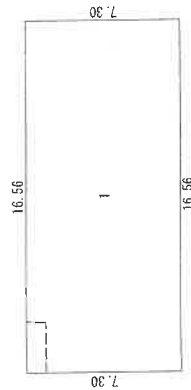
建物図面
各階平面図

建物の所在 中頭郡北谷町字吉原104番地2、107番地3

1 階



2 階



作成者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

A3をA4に縮小

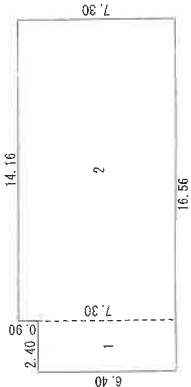
各階平面図

家屋番号 104番2の3

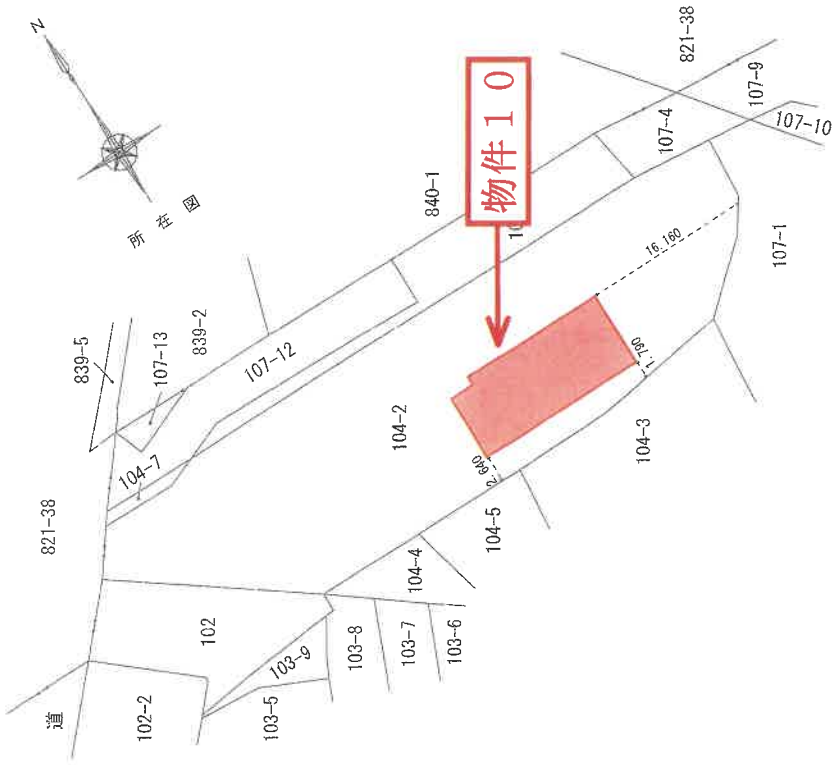
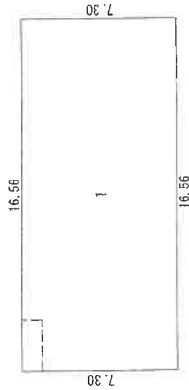
建物図面
各階平面図

建物の所在 中頭郡北谷町字吉原104番地2

1 階



2 階



作成者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

A3をA4に縮小

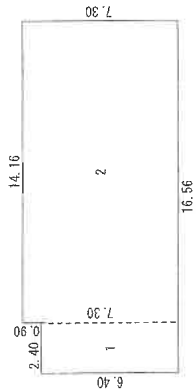
各階平面図

家屋番号 104番2の4

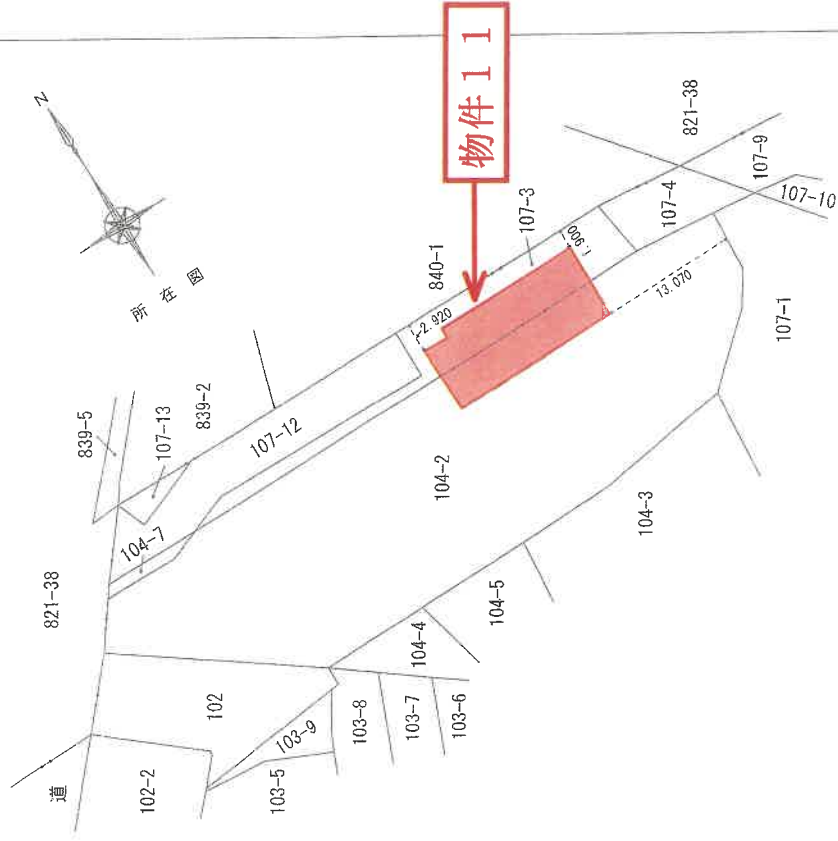
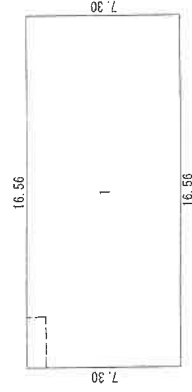
建物図面
各階平面図

建物の所在 中頭郡北谷町字吉原104番地2、107番地3

1 階



2 階



作成者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

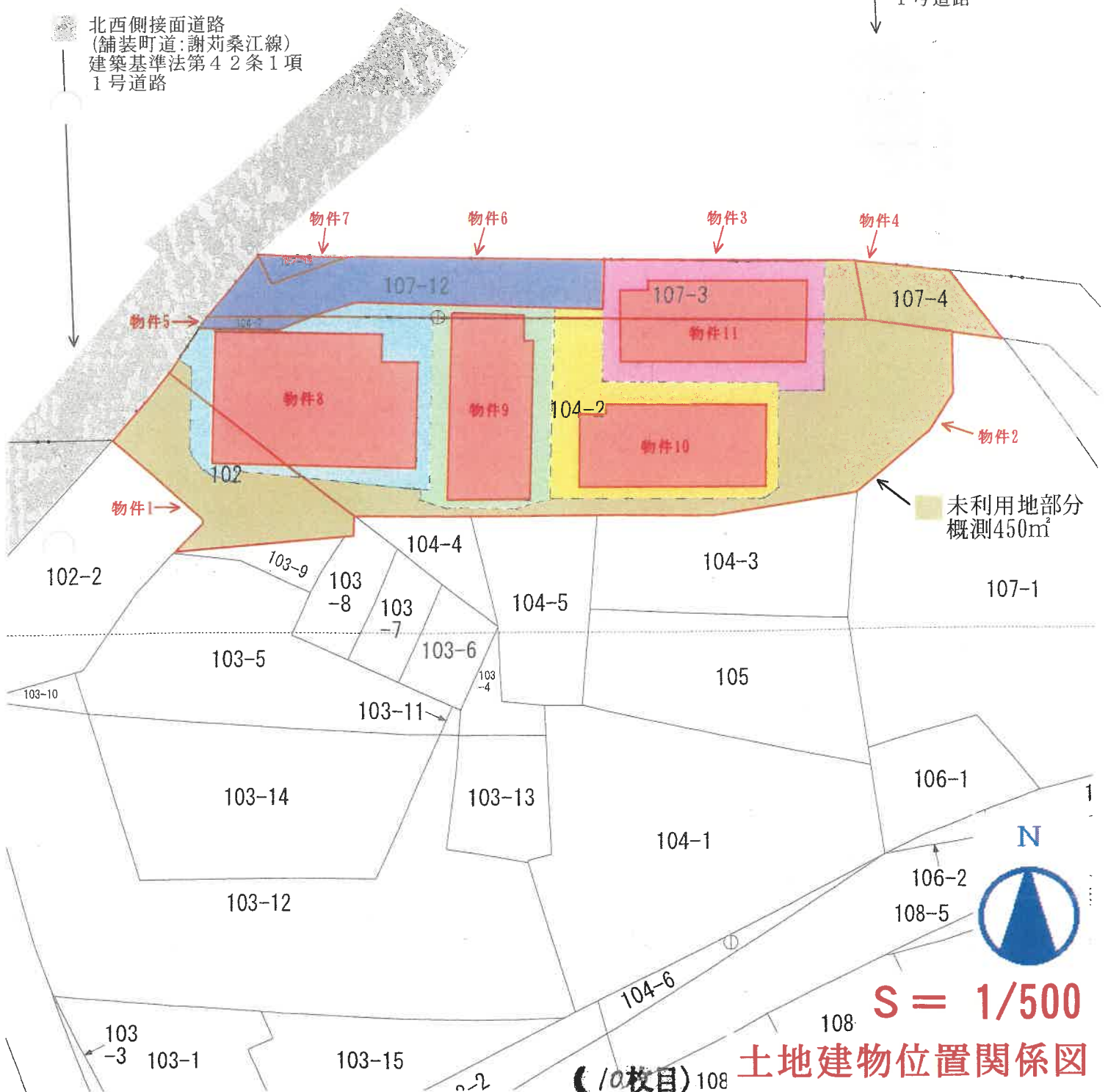
A3をA4に縮小

有効宅地部分 概測1,122.99㎡

- 物件8建物敷地部分 概測311.60㎡
 - ・物件1土地登記簿地積165.00㎡のうち概測36.15㎡
 - ・物件2土地登記簿地積1028.23㎡のうち概測263.61㎡
 - ・物件3土地登記簿地積158.01㎡のうち概測11.84㎡
- 物件9建物敷地部分 概測192.56㎡
 - ・物件2土地登記簿地積1028.23㎡のうち概測180.62㎡
 - ・物件3土地登記簿地積158.01㎡のうち概測11.94㎡
- 物件10建物敷地部分 概測235.24㎡
 - ・物件2土地登記簿地積1028.23㎡のうち概測231.24㎡
 - ・物件3土地登記簿地積158.01㎡のうち概測4㎡
- 物件11建物敷地部分 概測216.15㎡
 - ・物件2土地登記簿地積1028.23㎡のうち概測112.18㎡
 - ・物件3土地登記簿地積158.01㎡のうち概測103.97㎡
- 通路敷部分 (物件5～7土地：3筆登記簿地積合計167.44㎡)

北東側接面道路
(舗装町道：謝莉バイパス線
建築基準法第42条1項
1号道路)

北西側接面道路
(舗装町道：謝莉桑江線)
建築基準法第42条1項
1号道路



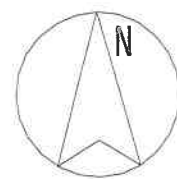
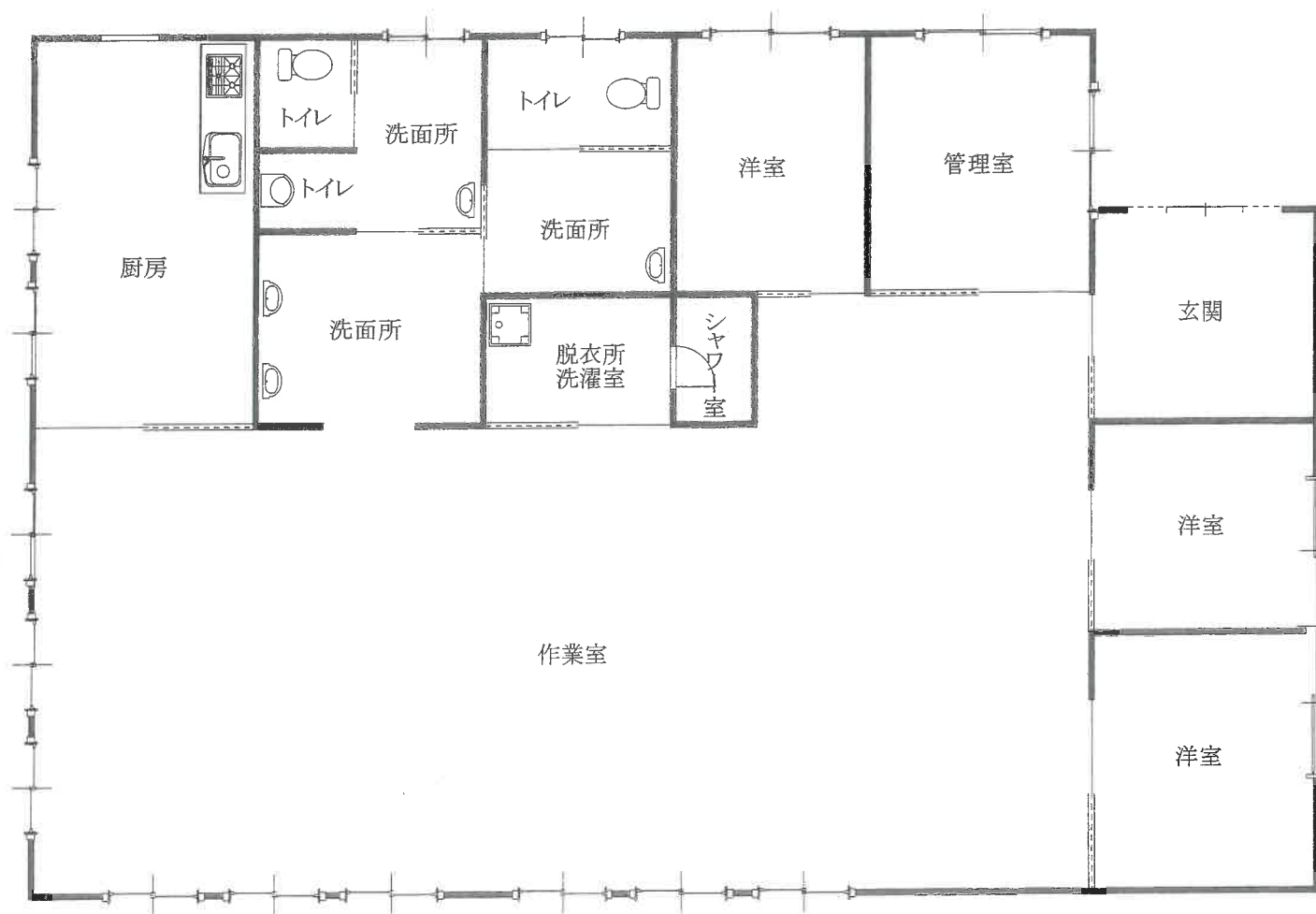
S = 1/500

土地建物位置関係図

(10枚目)

※上記の建物等及び各部分の位置、面積はメジャー測定による概測であり、測量の結果ではない。

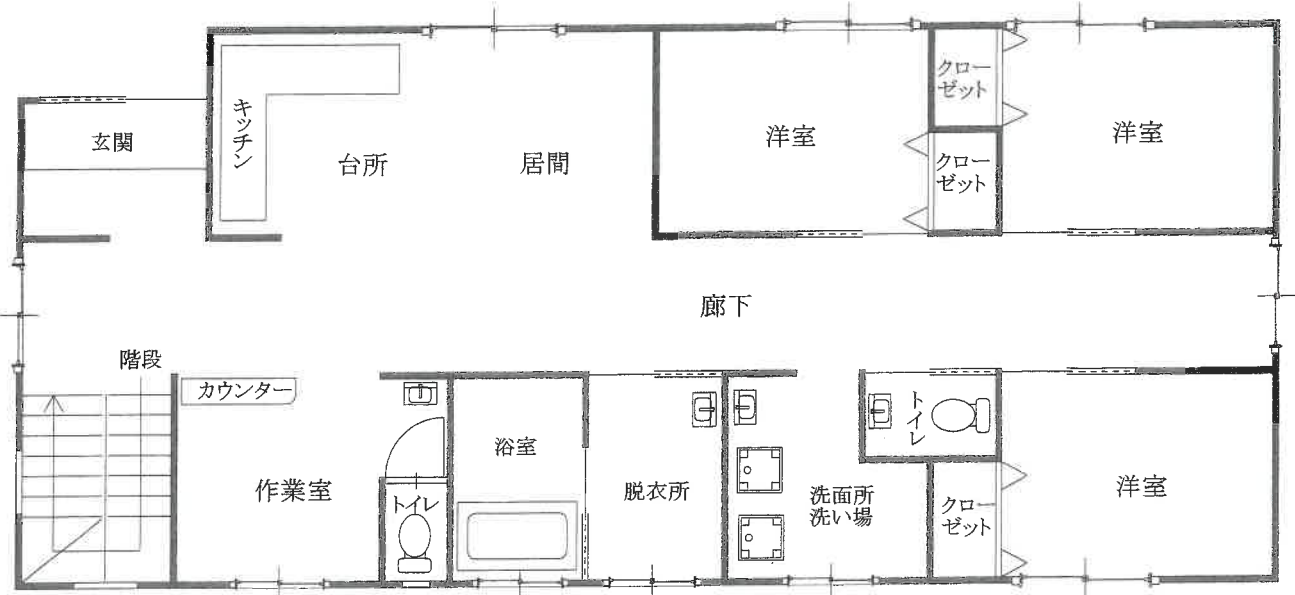
物件8建物



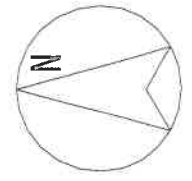
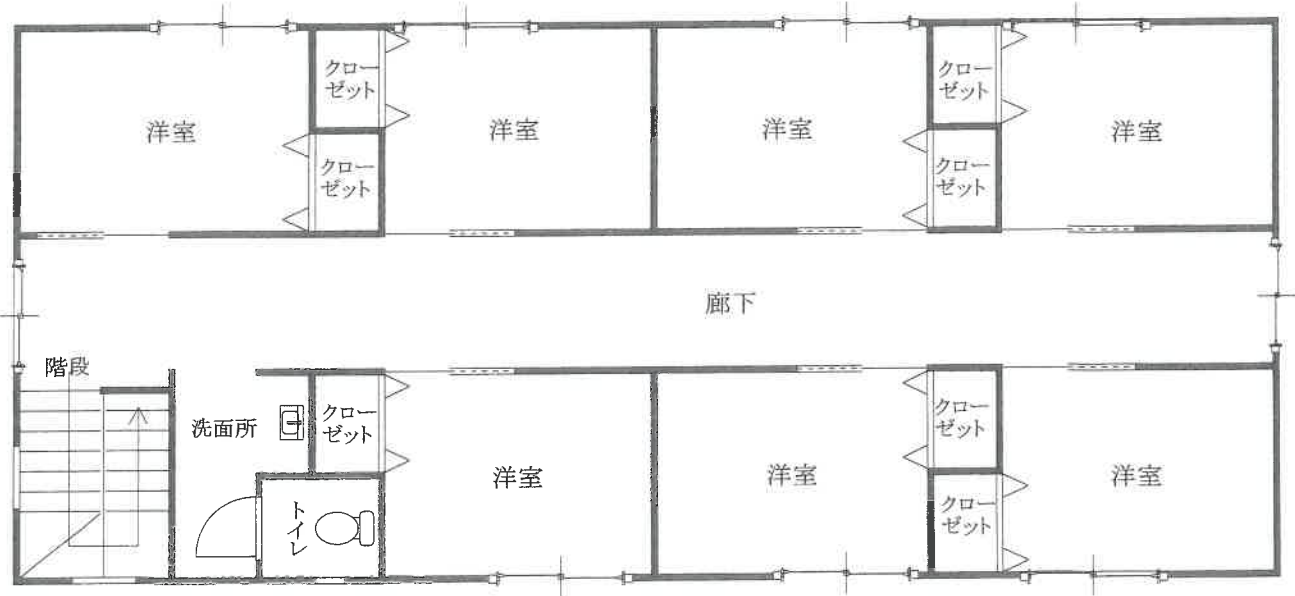
$S = 1/100$
建物間取図

物件9建物

1階



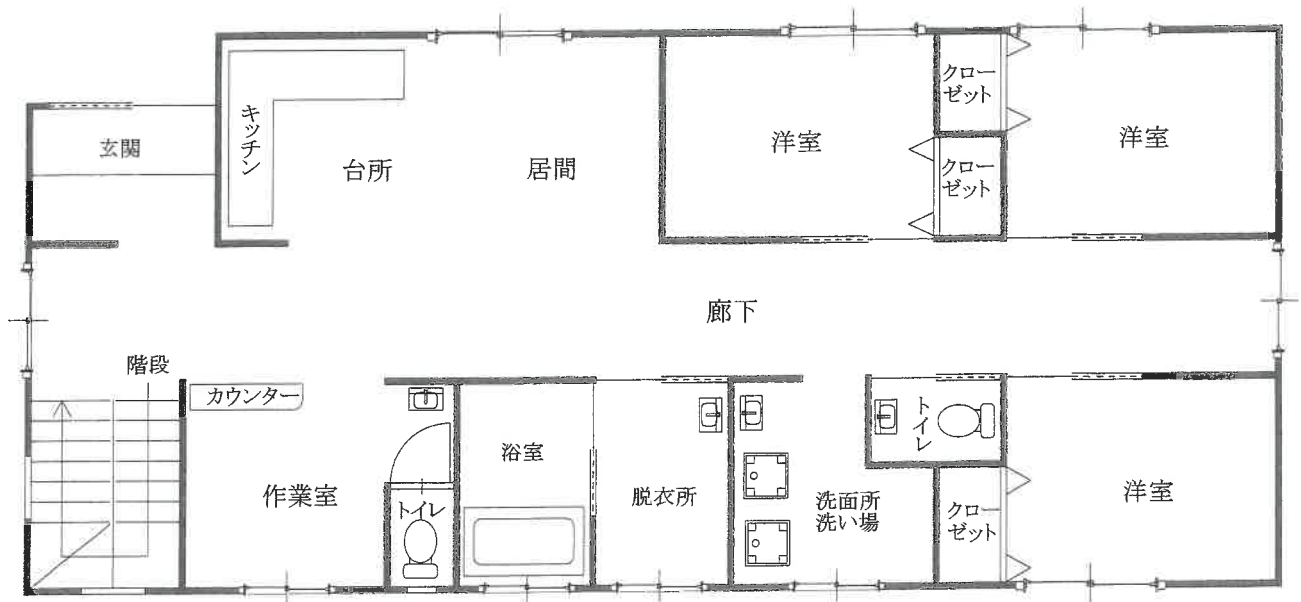
2階



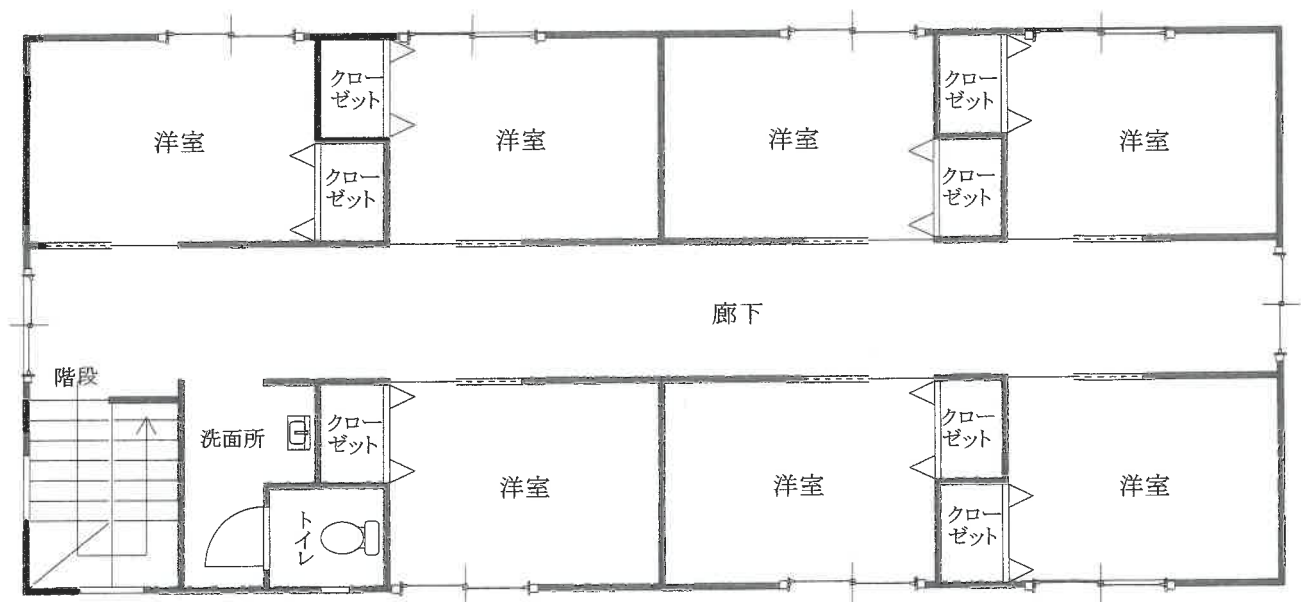
$S = 1/100$
建物間取図

物件10建物

1階



2階

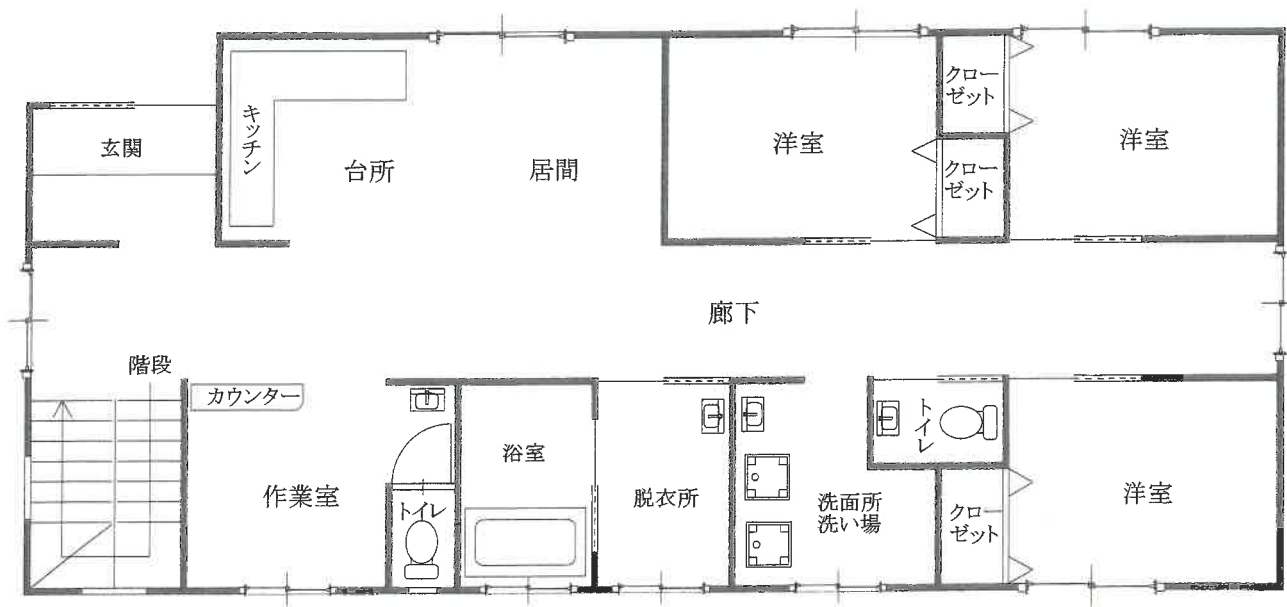


$S = 1/100$

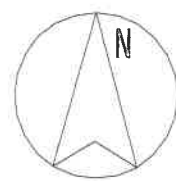
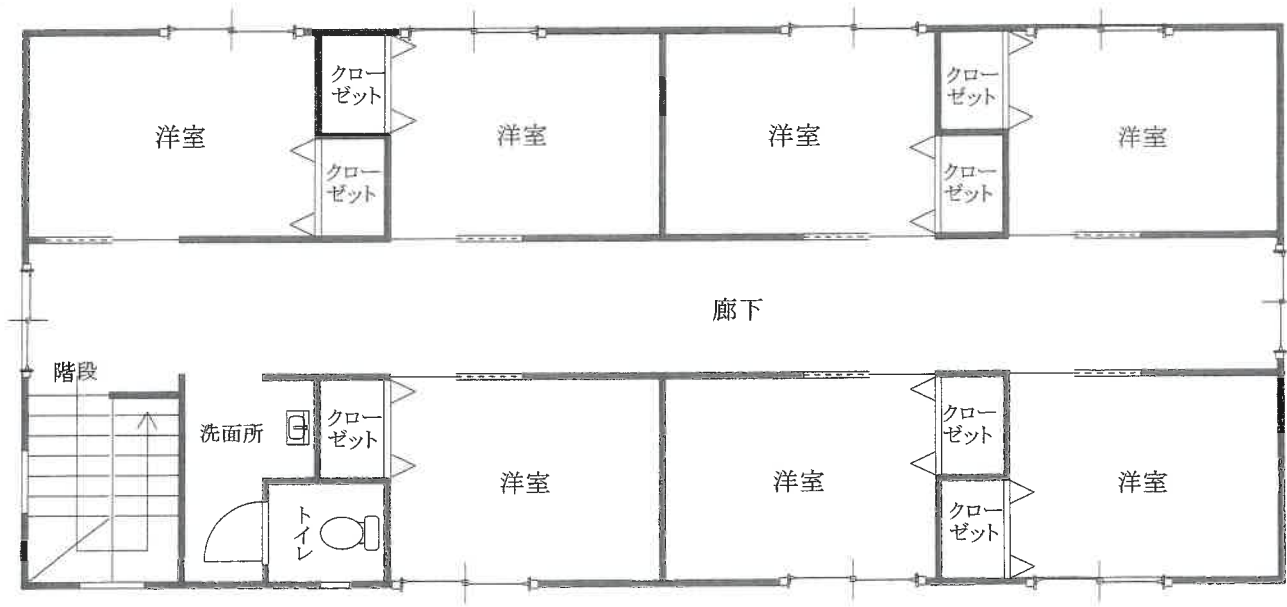
建物間取図

物件11建物

1階



2階



S = 1/100
建物間取図

物件8全景



1

物件11全景



2

本件建物内部



3

同上



4

本件建物内部



5

同上



6

本件建物内部



7

同上



8

本件建物内部



9

物件5～7の状況



10

物件10東側未利用地付近の状況



11

物件8南側未利用地付近の状況



12

物件4の状況



13

同上



14

副本

令和6年（ケ） 第34号

令和6年12月13日現地調査

令和7年 1月31日評価

那覇地方裁判所沖縄支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
山内 博人

第1 評価額

一 括 価 格	
金 198,690,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 6,570,000 円
物件2 (土地)	金 38,650,000 円
物件3 (土地)	金 5,900,000 円
物件4 (土地)	金 2,210,000 円
物件5 (土地)	金 380,000 円
物件6 (土地)	金 5,980,000 円
物件7 (土地)	金 450,000 円
物件8 (建物)	金 32,240,000 円
物件9 (建物)	金 36,060,000 円
物件10 (建物)	金 34,100,000 円
物件11 (建物)	金 36,150,000 円

- 1 一括価格は、物件1～11の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1～7土地の内訳価格は物件8～11建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件8～11の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売

主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほか
は事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続き
をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合に
は担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降
発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容も、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて公開
された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積 所 有 者	中頭郡北谷町字吉原謝苺原 1 0 2 番 宅地 1 6 5. 0 0 m ² A	「特記事項」 記載のとおり
2	所 在 地 番 地 目 地 積 所 有 者	中頭郡北谷町字吉原謝苺原 1 0 4 番 2 宅地 1 0 2 8. 2 3 m ² A	「特記事項」 記載のとおり
3	所 在 地 番 地 目 地 積 所 有 者	中頭郡北谷町字吉原謝苺原 1 0 7 番 3 宅地 1 5 8. 0 1 m ² A	「特記事項」 記載のとおり
4	所 在 地 番 地 目 地 積 所 有 者	中頭郡北谷町字吉原謝苺原 1 0 7 番 4 宅地 5 4. 3 1 m ² A	「特記事項」 記載のとおり
5	所 在 地 番 地 目 地 積 所 有 者	中頭郡北谷町字吉原謝苺原 1 0 4 番 7 公衆用道路 9. 4 4 m ² A	「特記事項」 記載のとおり

6	所在地 地目 地積 所有者	中頭郡北谷町字吉原謝苺原 107番12 公衆用道路 147m ² A	「特記事項」 記載のとおり
7	所在地 地目 地積 所有者	中頭郡北谷町字吉原謝苺原 107番13 公衆用道路 11m ² A	「特記事項」 記載のとおり
8	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積 所有者	中頭郡北谷町字吉原104番地2、10 2番地 就労施設 104番2の1 作業所 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 210.40m ² 一般社団法人よつ葉	「特記事項」 記載のとおり
9	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積 所有者	中頭郡北谷町字吉原104番地2、10 7番地3 A棟 104番2の2 寄宿舍 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 1階 118.72m ² 2階 120.88m ² 一般社団法人よつ葉	「特記事項」 記載のとおり

10	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積 所 有 者	中頭郡北谷町字吉原104番地2 B棟 104番2の3 寄宿舍 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 1階 118.72㎡ 2階 120.88㎡ 一般社団法人よつ葉	「特記事項」 記載のとおり
11	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積 所 有 者	中頭郡北谷町字吉原104番地2、107番地3 C棟 104番2の4 寄宿舍 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 1階 118.72㎡ 2階 120.88㎡ 一般社団法人よつ葉	「特記事項」 記載のとおり
物件番号	特 記 事 項		
1～7	・物件1～7土地は一体地で構成され、土地利用において西側の有効宅地部分(概測1,122.99㎡)と概ね東側から南側の未利用地部分(概測450㎡)に大別される。西側有効宅地部分は通路敷部分(物件5～7土地に該当)を含み物件8～11建物の敷地に利用され、東側未利用地部分は手つかずの雑木林が生い茂る原野となっている。 ・数量については、現地の状況等により正確に確認できないが、法務局備え付けの地図、北谷町役場発行の航空写真等と現地における状況が概ね符合するので、登記事項証明書記載の地積を採用した。 ・物件1～7土地には、外構設備として、鉄筋コンクリート擁壁、ブロック塀、鉄骨柵、アスファルト及びコンクリート床舗装、アルミ手摺、スチールフェンス等がある。これらは主物である土地の効用を継続的に助けるもので価値的・経済的に一体であり現況、土地に定着・附合し、別個独立した単独での市場価値はない。また、既に減価償却しているものもあり、本件では考慮外とした。		

8～11	・物件8～11は介護施設で、現地調査時点では未利用の空施設となっている。 ・数量については、法務局備え付けの建物図面・各階平面図と現地における状況が概ね符合するので、登記事項証明書記載の床面積を採用した。
住居表示	未実施

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1～7：距離は道路距離）

位置・交通	最寄りバス停「北玉小学校入口」の北西方約290m	
付近の状況	当該地域は北谷町南部、県道24号線北側背後の段丘陵高台に位置する混在住宅地域である。周辺は戸建住宅、事務所兼共同住宅等のほか駐車場、墓地、未利用の原野等が混在する。稜線が入り組んだ複雑な地形で、道路との高低差のある画地が多く雑然とした街路風景を形成している。主要な利便施設との接近性は以下のとおりである。 ・北玉小学校・・・約500m ・ユニオン北谷店・・・約1,200m ・北谷桑江郵便局・・・約550m ・北谷町役場・・・約1,800m 地域南側は沖縄県中部土木施行による県道24号線バイパス街路事業（事業期間：H15年度～令和7年度予定、延長：約1.7km、計画幅員：約32m）が進捗中であるが、昨今の景気動向の下、地域環境が大きく変化する要因はなく、当分の間は現状のまま推移するものと予測される。	
主な公法上の規制等 (幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制である。)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他	非線引都市計画区域 第1種中高層住居専用地域 60% 150% なし なし
画地条件	地積：7筆登記簿合計1,572.99㎡ 形状：不整形地 間口：約21m 奥行：約11m～71m 地勢：西側部分は概ね西向き下り傾斜地で、概ね東側から南側部分は丘陵山頂の起伏地となっている。	

	そ の 他：下記北西側道路より約0 m～20 m、北東側道路より約0 m～15 m高く接面する二方路地
接面道路の状況	北西側：幅員約5.5 m～7.5 m町道(謝荊桑江線：アスファルト舗装：歩道なし) 北東側：幅員約9 m町道(謝荊バイパス線：アスファルト舗装：歩道あり) (いずれも建築基準法第42条第1項第1号道路である。)
土地の利用状況等	物件1～7土地の西側部分は、通路敷部分を含み物件8～11建物の敷地として利用され、概ね東側から南側部分は未利用の原野となっている。 利用内容の詳細及び建物の配置については「現況調査報告書」並びに添付「土地建物位置関係図」記載のとおり。
供給処理施設	上水道 あり 都市ガス なし(プロパンガス) 下水道 あり
特記事項	・現地調査及び官公署からの公表資料を調査した範囲では、土壌汚染をうかがわせる事実は認められなかった。 ・周知の埋蔵文化財についての指定はない。

2. 建物の概況及び利用状況

①物件8

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 令和2年10月23日(新築) 経過年数 約4.0年 経済的残存耐用年数 約46.0年
仕 様	構 造：鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 屋 根：モルタル金ゴテ仕上げ 外 壁：モルタル下地ペイント吹付仕上げ等 内 壁：モルタル下地ペイント吹付仕上げ等 床：塩化ビニールシート、タイル等 天井：ボード下地クロス貼り、フレキシブルボード等 設備：電気設備、給排水設備等

	その他：なし
床面積（現況）	「第3目的物件」記載のとおり
現況用途等	現況用途：作業所 間取り：添付「建物間取図」参照
品等	使用資材：普通 施工状態：普通
保守管理の状態	物件8は、築後約4年を経過した作業所で、障害者等を対象とした福祉施設、就労支援の介護施設事業所の一角を形成している。当該事業用途に特化した建物設計となっており、汎用性に劣る。維持管理の程度は普通程度。外観及び内覧において要補修箇所はなく、また台風・塩害等による損傷、雨漏りやシロアリ浸食等も見受けられなかった。
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり
特記事項	ない

② 物件9

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 令和2年10月23日（新築） 経過年数 約4.0年 経済的残存耐用年数 約46.0年
仕様	構造：鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 屋根：モルタル金ゴテ仕上げ 外壁：モルタル下地ペイント吹付仕上げ等 内壁：合板下地クロス貼り、タイル貼り等 床：塩化ビニールシート、タイル等 天井：ボード下地クロス貼り、フレキシブルボード等 設備：電気設備、給排水設備等 その他：なし
床面積（現況）	「第3目的物件」記載のとおり
現況用途等	現況用途：寄宿舍 間取り：添付「建物間取図」参照
品等	使用資材：普通 施工状態：普通

保守管理の状態	物件9は、築後約4年を経過した寄宿舍で、障害者等を対象とした福祉施設、就労支援の介護施設事業所の一角を形成している。当該事業用途に特化した建物設計となっており、汎用性に劣る。維持管理の程度は普通程度。外観及び内覧において要補修箇所はなく、また台風・塩害等による損傷、雨漏りやシロアリ浸食等も見受けられなかった。
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり
特記事項	ない

③ 物件10

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 令和2年10月23日(新築) 経過年数 約4.0年 経済的残存耐用年数 約46.0年
仕様	構造：鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 屋根：モルタル金ゴテ仕上げ 外壁：モルタル下地ペイント吹付仕上げ等 内壁：合板下地クロス貼り、タイル貼り等 床：塩化ビニールシート、タイル等 天井：ボード下地クロス貼り、フレキシブルボード等 設備：電気設備、給排水設備等 その他：なし
床面積(現況)	「第3目的物件」記載のとおり
現況用途等	現況用途：寄宿舍 間取り：添付「建物間取図」参照
品等	使用資材：普通 施工状態：普通
保守管理の状態	物件10は、築後約4年を経過した寄宿舍で、障害者等を対象とした福祉施設、就労支援の介護施設事業所の一角を形成している。当該事業用途に特化した建物設計となっており、汎用性に劣る。維持管理の程度は普通程度。外観及び内覧において要補修箇所はなく、また台風・塩害等による損傷、雨漏りやシロアリ浸食等も見受けられなかった。ただ、丘陵北側面の建物配置ため日照・通風・乾湿等の居住の快適性に劣り、建物南側部屋は特に採光に劣るため壁・床面等においてカビ発生等が認められる。

建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり
特記事項	ない

④ 物件 1 1

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 令和2年10月23日(新築) 経過年数 約4.0年 経済的残存耐用年数 約46.0年
仕 様	構 造：鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 屋 根：モルタル金ゴテ仕上げ 外 壁：モルタル下地ペイント吹付仕上げ等 内 壁：合板下地クロス貼り、タイル貼り等 床 ：塩化ビニールシート、タイル等 天 井：ボード下地クロス貼り、フレキシブルボード等 設 備：電気設備、給排水設備等 その他：なし
床面積(現況)	「第3目的物件」記載のとおり
現況用途等	現 況 用 途：寄宿舍 間 取 り：添付「建物間取図」参照
品 等	使用資材：普通 施工状態：普通
保守管理の状態	物件9は、築後約4年を経過した寄宿舍で、障害者等を対象とした福祉施設、就労支援の介護施設事業所の一角を形成している。当該事業用途に特化した建物設計となっており、汎用性に劣る。維持管理の程度は普通程度。外観及び内覧において要補修箇所はなく、また台風・塩害等による損傷、雨漏りやシロアリ浸食等も見受けられなかった。
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり
特記事項	ない

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1～7 (土地)

土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	90,700	0.66	165.00	1.00	9,877,000
2	90,700	0.66	1028.23	1.00	61,552,000
3	90,700	0.66	158.01	1.00	9,459,000
4	90,700	0.66	54.31	1.00	3,251,000
5	90,700	0.66	9.44	1.00	565,000
6	90,700	0.66	147	1.00	8,800,000
7	90,700	0.66	11	1.00	658,000

ア 標準画地価格 基準地「北谷(県)ー3」の標準価格を規準として査定した。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{標準価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 120,000 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{103.5}{100} & \times & \frac{100}{103.0} & \times & \frac{100}{133.0} & \div & 90,700 \text{ 円/㎡}
 \end{array}$$

* 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

$$(\text{予想年 } 6.0\% \div 12 \text{ カ月}) \times 7 \text{ カ月} = 3.5\%$$

* 標準化補正 : 方位 (南) +3.0

* 地域格差 : 街路条件 環境条件

$$0.98 \times 1.36 \div 1.33$$

イ 個 別 格 差：以下のとおり査定する。

項目	個別格差の内容	格差率
方位(北西・北東)	日照・通風等の居住の快適性は標準的	1.00
二方路地	多方向出入りによる利便性の向上、避難経路の確保、建物の配置・設計上の多様性等利用効率が優る程度を考慮	1.03
高低差	接面道路との高低差から車両の出入り・通行上の利用障害、擁壁・スロープ・階段設置の必要性など費用が高む程度を考慮	0.90
規模が大きい	総額が高み需用者層が限定される等市場性に劣り、また現況未利用地の原野部分を含み価格水準の劣る程度を考量	0.77
通路敷部分を含む	通路敷部分(建築基準法第42条第1項第5号道路・位置指定道路)の面積割合及びその関係位置の価値率を考量	0.93
相乗積		0.66

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価補正率：建付減価の必要はないと判断した。

② 物件8～11（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	品等修正 イ	現況床面積 (㎡) ウ	現価率 エ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
8	246,000	1.00	210.40	0.880	45,547,000
9	246,000	1.00	239.60	0.880	51,869,000
10	246,000	1.00	239.60	0.880	51,869,000
11	246,000	1.00	239.60	0.880	51,869,000

・物件8

イ 品 等 修 正：普通程度と判断した。

ウ 現況延床面積：登記数量を採用。

エ 現 価 率 :

(i) 経年による現価率

a. 躯体

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{残価率} & & \text{躯体部分} & & \text{経済的残存耐用年数} & \text{経済的耐用年数} \\ (1 - 0.05) & \times & 50\% & \times & (46.0 \text{ 年} & / & 50 \text{ 年}) = 0.437 \end{array}$$

b. 仕上

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{残価率} & & \text{仕上部分} & & \text{経済的残存耐用年数} & \text{経済的耐用年数} \\ (1 - 0.05) & \times & 35\% & \times & (26.0 \text{ 年} & / & 30 \text{ 年}) \div 0.288 \end{array}$$

c. 設備

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{残価率} & & \text{設備部分} & & \text{経済的残存耐用年数} & \text{経済的耐用年数} \\ (1 - 0.05) & \times & 15\% & \times & (11.0 \text{ 年} & / & 15 \text{ 年}) \div 0.105 \end{array}$$

d. 合計

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{残価率} & & \text{躯体} & & \text{仕上} & \text{設備} \\ 0.05 & + & 0.437 & + & 0.288 & + & 0.105 = 0.880 \end{array}$$

(ii) 観察減価

必要ないと判断した。

(iii) 現価率

$$\begin{array}{ccc} \text{経年現価率} & \text{観察減価率} & \\ 0.880 \times & (1.0 - 0.00) & = 0.880 \end{array}$$

・ 物件 9

イ 品 等 修 正 : 普通程度と判断した。

ウ 現況延床面積: 登記数量を採用。

エ 現 価 率 :

(i) 経年による現価率

a. 躯体

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{残価率} & & \text{躯体部分} & & \text{経済的残存耐用年数} & \text{経済的耐用年数} \\ (1 - 0.05) & \times & 50\% & \times & (46.0 \text{ 年} & / & 50 \text{ 年}) = 0.437 \end{array}$$

b. 仕上

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{残価率} & & \text{仕上部分} & & \text{経済的残存耐用年数} & \text{経済的耐用年数} \\ (1 - 0.05) & \times & 35\% & \times & (26.0 \text{ 年} & / & 30 \text{ 年}) \div 0.288 \end{array}$$

c. 設備

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{残価率} & & \text{設備部分} & & \text{経済的残存耐用年数} & \text{経済的耐用年数} \\ (1 - 0.05) & \times & 15\% & \times & (11.0 \text{ 年} & / & 15 \text{ 年}) \div 0.105 \end{array}$$

d. 合計

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{残価率} & & \text{躯体} & & \text{仕上} & \text{設備} \\ 0.05 & + & 0.437 & + & 0.288 & + & 0.105 = 0.880 \end{array}$$

(ii) 観察減価

必要ないと判断した。

(iii) 現価率

$$\begin{array}{rcccl} \text{経年現価率} & & \text{観察減価率} & & \\ 0.880 \times & (1.0 - 0.00) & = & 0.880 \end{array}$$

・物件10

イ 品等修正：普通程度と判断した。

ウ 現況延床面積：登記数量を採用。

エ 現 価 率：

(i) 経年による現価率

a. 躯体

$$\begin{array}{rcccl} \text{残価率} & \text{躯体部分} & \text{経済的残存耐用年数} & \text{経済的耐用年数} & \\ (1 - 0.05) & \times 50\% & \times (46.0 \text{年} & / 50 \text{年}) & = 0.437 \end{array}$$

b. 仕上

$$\begin{array}{rcccl} \text{残価率} & \text{仕上部分} & \text{経済的残存耐用年数} & \text{経済的耐用年数} & \\ (1 - 0.05) & \times 35\% & \times (26.0 \text{年} & / 30 \text{年}) & \div 0.288 \end{array}$$

c. 設備

$$\begin{array}{rcccl} \text{残価率} & \text{設備部分} & \text{経済的残存耐用年数} & \text{経済的耐用年数} & \\ (1 - 0.05) & \times 15\% & \times (11.0 \text{年} & / 15 \text{年}) & \div 0.105 \end{array}$$

d. 合計

$$\begin{array}{rcccl} \text{残価率} & \text{躯体} & \text{仕上} & \text{設備} & \\ 0.05 & + 0.437 & + 0.288 & + 0.105 & = 0.880 \end{array}$$

(ii) 観察減価

必要ないと判断した。

(iii) 現価率

$$\begin{array}{rcccl} \text{経年現価率} & & \text{観察減価率} & & \\ 0.880 \times & (1.0 - 0.00) & = & 0.880 \end{array}$$

・物件11

イ 品等修正：普通程度と判断した。

ウ 現況延床面積：登記数量を採用。

エ 現 価 率：

(i) 経年による現価率

a. 躯体

$$\begin{array}{rcccl} \text{残価率} & \text{躯体部分} & \text{経済的残存耐用年数} & \text{経済的耐用年数} & \\ (1 - 0.05) & \times 50\% & \times (46.0 \text{年} & / 50 \text{年}) & = 0.437 \end{array}$$

b. 仕上

$$\begin{array}{rcccl} \text{残価率} & \text{仕上部分} & \text{経済的残存耐用年数} & \text{経済的耐用年数} & \\ (1 - 0.05) & \times 35\% & \times (26.0 \text{年} & / 30 \text{年}) & \div 0.288 \end{array}$$

c. 設備

$$\left(1 - \frac{\text{残価率}}{\text{設備部分}} \right) \times \frac{\text{設備部分}}{\text{経済的残存耐用年数}} \times \frac{\text{経済的耐用年数}}{\text{経済的耐用年数}} = 0.105$$

d. 合計

$$0.05 + 0.437 + 0.288 + 0.105 = 0.880$$

(ii) 観察減価

必要ないと判断した。

(iii) 現価率

$$0.880 \times \left(1.0 - \frac{\text{観察減価率}}{\text{観察減価率}} \right) = 0.880$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	割合 イ	土地利用権等割合 ウ	土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ≒エ
1	9,877,000	21.9%	0.10	216,000
2	61,552,000	25.6%	0.10	1,576,000
		17.6%	0.10	1,083,000
		22.5%	0.10	1,385,000
		10.9%	0.10	671,000
3	9,459,000	7.5%	0.10	71,000

		7.6%	0.10	場所的利益	72,000
		2.5	0.10	場所的利益	24,000
		65.8%	0.10	場所的利益	622,000

イ 物件1土地に係る物件8建物の敷地割合は約21.9% (≒概測 36.15 m²/165.00 m²)と査定。物件2土地に係る建物8建物の敷地割合は約25.6% (≒概測 263.61 m²/1028.23 m²)、物件9建物の敷地割合は約17.6% (≒概測 180.62 m²/1028.23 m²)、物件10建物の敷地割合は約22.5% (≒概測 231.24 m²/1028.23 m²)及び物件11建物の敷地割合は約10.9% (≒概測 112.18 m²/1028.23 m²)と査定。物件3土地に係る物件8建物の敷地割合は約7.5% (≒概測 11.84 m²/158.01 m²)、物件9建物の敷地割合は約7.6% (≒概測 11.94 m²/158.01 m²)、物件10建物の敷地割合は約2.5% (≒概測 4 m²/158.01 m²)及び物件11建物の敷地割合は約65.8% (≒概測 103.97 m²/158.01 m²)と査定。

ウ 土地利用権等割合：物件1～3土地一部の物件8～11建物に係る土地利用権等を場所的利益と判断し、その割合を前記のとおり査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②オ) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算 (円) (2①エ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ≒
1	9,877,000	-216,000		0.85	0.80	6,570,000
2	61,552,000	-4,715,000		0.85	0.80	38,650,000
3	9,459,000	-789,000		0.85	0.80	5,900,000
4	3,251,000	±0		0.85	0.80	2,210,000

5	565, 000	±0		0. 85	0. 80	380, 000
6	8, 800, 000	±0		0. 85	0. 80	5, 980, 000
7	658, 000	±0		0. 85	0. 80	450, 000
8	45, 547, 000	+ 1, 863, 000		0. 85	0. 80	32, 240, 000
9	51, 869, 000	+ 1, 155, 000		0. 85	0. 80	36, 060, 000
1 0	51, 869, 000	+ 1, 409, 000		0. 80	0. 80	34, 100, 000
1 1	51, 869, 000	+ 1, 293, 000		0. 85	0. 80	36, 150, 000
一括価格 (合計)						198, 690, 000

ウ 占有減価修正：修正の必要がない。

エ 市場性修正：物件10建物は建物配置から慢性的にカビ発生等が予想され維持管理が困難等、また目的物件は障害者福祉施設・介護施設・就労支援事業所等であり当該事業用途に特化した建物設計等汎用性に劣り、需要者が自然制約される程度を考慮した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価調査価格：北谷(県)－3

所 在：北谷町字吉原栄口原7 1 6 番1 5

価 格：1 2 0, 0 0 0 円/㎡ (対前年変動率5. 3%)

位 置：「北谷第二小学校前」停の南西方、3 9 0 m。

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：2 0 4 ㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：南側幅員約6 m町道

用 途 指 定 等：非線引都市計画区域、第1種中高層住居専用地域

(建ぺい率6 0 %、容積率1 5 0 %)

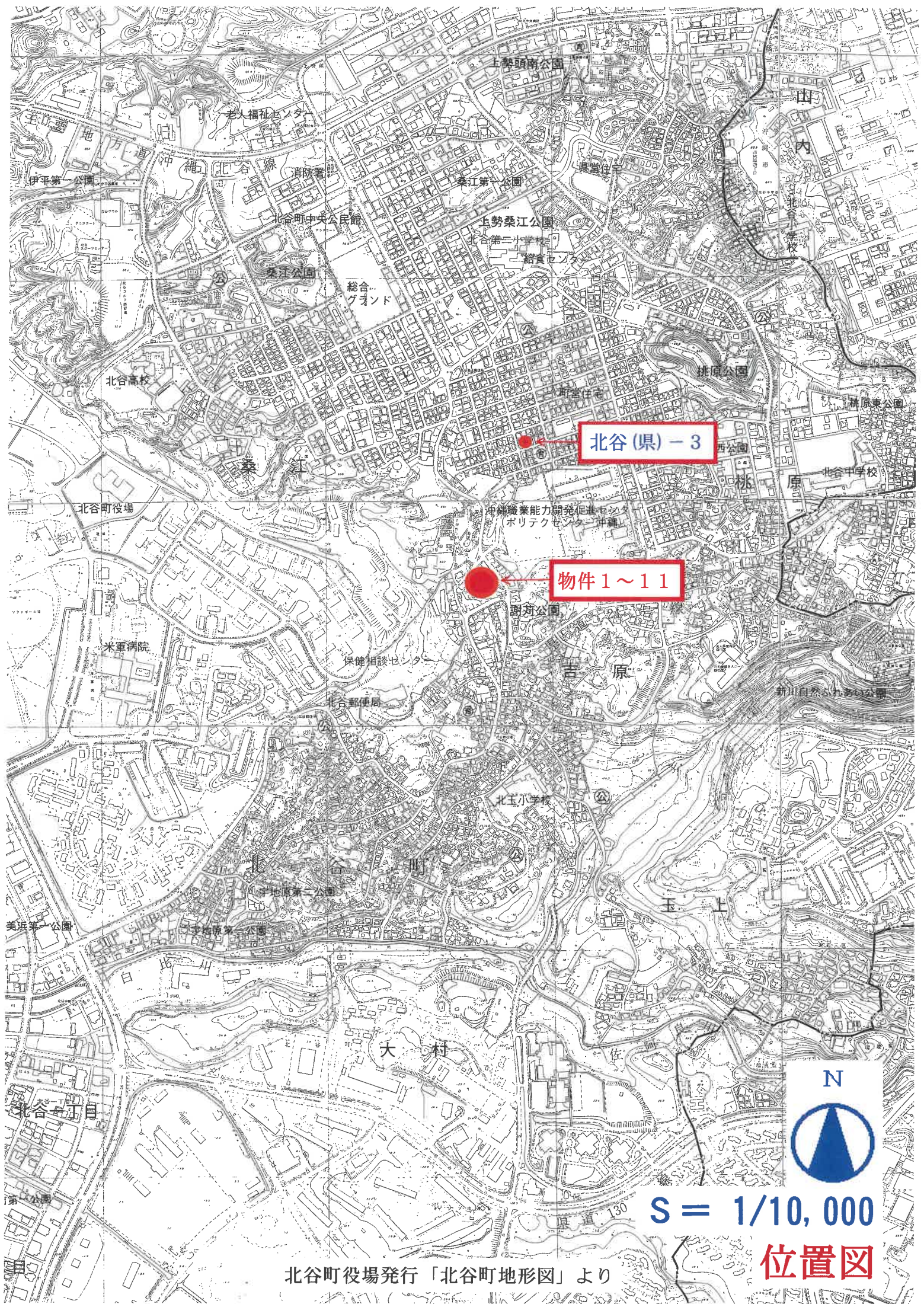
地 域 の 概 要：中規模一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図(写)
- 3 土地建物位置関係図
- 4 建物図面・各階平面図(写)
- 5 建物間取図
- 6 現況写真

(B I T用は位置図のみ添付。その他は現況調査報告書を参照)

以 上



北谷 (県) - 3

物件 1 ~ 11



S = 1/10,000

位置図

北谷町役場発行「北谷町地形図」より